

宇和島市工事検査規程

平成17年8月1日

告示第11号

改正 平成24年1月23日訓令第1号

平成25年6月10日訓令第6号

平成26年4月1日訓令第3号

(趣旨)

第1条 市が発注する工事等で宇和島市契約規則(平成17年規則第56号)第53条の規定により行う検査(以下「検査」という。)については、この告示の定めるところによる。

(検査の対象)

第1条の2 検査の対象範囲は、次のとおりとする。

- (1) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事及び請負金額が50万円を超える修繕
- (2) 前号に関連する材料及び設備物品の購入
- (3) 第1号に関連する調査、測量、設計及び監理業務

(検査の目的)

第2条 検査は、工事の出来形について、調査検測し、工事請負契約書(以下「契約書」という。)並びに設計書、図面、愛媛県土木工事共通仕様書、特記仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書(以下「設計図書」という。)と照合して、工事の適否を判定するとともに、工事的確徹正かつ能率的な施工を期することを目的とする。

(検査の種類)

第3条 検査の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 完成検査
- (2) 既成部分検査
- (3) 中間検査
- (4) 材料検査(設備機械器具等の検査を含む。以下同じ。)

(検査員)

第4条 検査に係る検査員は、技術吏員のうちから技術管理室長がこれを命ずる。

2 検査員は、関係者に対し、検査に必要な労務の提供、機械器具、関係書類その他の物件の提供又は説明を求めることができる。

(検査の実施)

第5条 検査は、実地において行わなければならない。ただし、特殊なものの検査については、公的な証明又はこれに類するものをもって検査に代えることができる。

2 検査は、現状のまま行わなければならない。ただし、地下、水中等で外部から確認し難い部分又はコンクリートの品質及び強度、舗装厚さ等外形で判定し難いものの検査については、軽微な破壊検査又は中間検査、既成部分検査及び工事中の写真、施工管理試験等の資料により認定することができる。

3 前項に規定する検査のほか、工事が設計図書に適合していない場合等で検査員が特に必要があると認めるときは、破壊検査を行うことができる。

(検査の立会い)

第6条 検査には、当該検査に係る工事の監督員が立会いしなければならない。

2 市長は検査に当たっては、当該検査に係る工事の請負者又は現場代理人及び主任技術者、監理技術者又は専門技術者を立会いさせなければならない。

(検査の準備)

第7条 工事の請負者から工事完成届又は既成部分検査請求書の提出があった場合は、当該工事の監督員は、直ちに調査を行い、適当と認めるときは、工事完成(既成部分)出来形調書(様式第1号)及び出来形展開図(これを作成できない場合にあっては、出来形図とする。以下同じ。)を作成し検査に備え、次に掲げる書類及び図面を整備しておかなければならない。

(1) 契約書、設計図書、査定設計書及び全体設計書又は全体計画書

(2) 契約書に基づく指示書、承諾書、協議書等

(3) 材料検査表(様式第2号)並びに材料試験、性能試験、品質管理試験等の資料及び各種証明書等

(4) 配線配管図

(5) 工事中の写真及び完成写真

(6) その他関係書類

2 当該工事の監督員は、検査時まで、測点及び仮水準点その他特殊なくい等は、工事の請負者をして、これを存置し、又は判明するようにさせておかなければならない。

(完成検査)

第8条 完成検査は、既成部分検査又は中間検査において既に検査した部分を含み、すべての部分について行うものとする。

2 検査員は、完成検査を終えた場合は、工事検査復命書(様式第3号)を作成し、市長に

提出しなければならない。

3 工事検査復命書には、次に掲げる書類及び図面を添付しなければならない。

- (1) 工事完成出来形調書
- (2) 出来形展開図及び配線配管図
- (3) 工事中の写真、完成写真及び検査状況の写真
- (4) その他必要な資料

(検査済証の交付)

第9条 事業担当課長は、検査員から完成検査の結果、工事の完成を確認した旨の通知を受けたときは、工事完成検査済証(様式第4号)を工事の請負者に交付しなければならない。

(指示)

第10条 検査員は、完成検査の結果に基づき、工事の目的物に影響を与えない事項のうち、工事の請負者が行う必要があると認められる軽易な事項について、関係者に必要な指示を与えることができる。

(修補工事の請求)

第11条 検査員は、完成検査の結果、工事の目的物が設計図書に不適合で修補工事が必要であると認めた場合は、修補工事請求書(様式第5号)に修補工事設計書(図面を含む。以下同じ。)を添付して、工事の請負者に修補工事を請求し、これを施工させなければならない。

2 検査員は、前項の規定により修補工事を請求したときは、工事検査復命書にその旨を記載しなければならない。

(修補工事完了届の提出)

第12条 工事の請負者は、修補工事が完了した場合は、修補工事完了届(様式第6号)を検査員に提出しなければならない。

2 前条の規定は、検査員が修補工事の目的物が修補工事設計書に不適合で更に修補工事が必要であると認めた場合について準用する。

(工事成績)

第13条 検査により完了を確認した工事については、別に定めるところにより、その成績を評定しなければならない。この場合において、完成検査により完成を確認した工事については、評定した成績を工事の請負者に通知しなければならない。

(既成部分検査)

第14条 既成部分検査は、工事の請負者の請求に基づき行うものとする。この場合におい

て、既成部分の出来形に修補を要する部分があるときは、その部分の出来形を既成部分出来形から削除しなければならない。

- 2 検査員は、既成部分検査に当たっては、修補工事及び設計変更の要否、工期内完成の見通し等について検討しなければならない。
- 3 第8条第2項及び第3項並びに第10条の規定は、既成部分検査について準用する。
- 4 第11条及び第12条の規定は、既成部分検査後の修補工事について準用する。

(中間検査)

第15条 中間検査は、工事の施工の中途において、市長が必要と認めた場合に、適宜行うことができる。

- 2 第8条第2項、第10条及び前条第2項の規定は、中間検査について準用する。この場合において、中間検査に係る工事検査復命書には工程表と実績とを対比した書類、中間検査状況の写真その他必要な書類を添付しなければならない。
- 3 第11条及び第12条の規定は、中間検査後の修補工事について準用する。

(材料検査)

第16条 監督員は、設計図書で監督員の検査を受けて使用すべきものと指定した工事の材料について、材料検査表を作成しなければならない。

(相違意見の報告)

第17条 検査員は、検査において、立会人その他の者との間に意見の相違があるときは、その理由を詳細に記載した書面により、市長にその旨を報告しなければならない。

(適用除外等)

第18条 第7条の規定にかかわらず、次の工事の区分ごとにそれぞれに掲げる書類及び図面の作成、整備又は添付を省略することができる。

(1) 土木工事

ア 第7条第1項第4号及び第8条第3項第2号(第14条第3項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)に規定する配線配管図

イ 工事完成出来形が設計図書の形状又は内容と相違がない場合の第7条第1項及び第8条第3項第2号に規定する出来形展開図

(2) 建築工事

ア 第7条第1項及び第8条第3項第1号に規定する工事完成出来形調書

イ 第7条第1項及び第8条第3項第2号に規定する出来形展開図

- 2 第1条の2第1号の修繕並びに第2号及び第3号に掲げるものの検査又は検収については、

この告示の趣旨に基づいてこれを行い、検査調書等については、工事材料（設備機器）検査調書（様式第7号）、業務検査調書（様式第8号）及び工事検査復命書（様式第3号）によるものとする。

- 3 市長は、前2項に規定するもののほか、関係書類の作成、整備、提出又は手続等について工事の内容、規模等に応じ、この告示の趣旨に反しない範囲内で省略し、又は必要な事項を定めることができる。

（その他）

第19条 この告示に定めるもののほか、検査の実施に関しては、愛媛県土木工事検査基準（平成11年3月26日訓第127号）、土木建築工事材料試験取扱要領（平成11年3月26日訓第128号）及び日本建築学会等各種標準仕様書によるほか、その他必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成24年1月23日訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成25年6月10日訓令第6号）

この訓令は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成26年4月1日訓令第3号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号(第7条、第8条、第18条関係) 工事完成(既成部分)出来形調書

| 工事完成(既成部分)出来形調書 | | | |
|-----------------|-----------|---------|------------------|
| 1 | 年度区分 | 年度 | 調査 年 月 日 |
| 2 | 工事番号及び工事名 | 第 号 | 工事 |
| 3 | 道路又は河川名 | | |
| 4 | 工事箇所 | 宇和島市 | |
| 5 | 今回の支払金額 | ¥ _____ | ……第 回(又は最終残額)支払額 |
| 6 | 支払金算定内訳 | | |
| 7 | 調査意見 | | |
| 8 | 出来形内訳 | | |

注 1 不要の文字は、抹消すること。

2 8 出来形内訳については、工事の完成出来形の形状及び内容と設計図書とを比較照合して相違がない場合は、「調査の結果、工事の完成出来形は、設計図書と相違ない。」と記載すること。相違がある場合は、「別紙のとおり。」と記載し、設計数量、設計単価、設計金額、出来形数量、出来形金額、設計に対する出来形率その他必要事項を記入した設計書を添付すること。

3 設計に対する出来形率は、小数点以下第1位までとし、第2位以下を切り捨てること。

様式第 2 号(第 7 条、第 16 条関係) 材料検査表

| 材 料 検 査 表 | | | | | | | | | | | |
|-----------------|-------------|-------------|----|---------------|--------|------------------|------------------|-------|---|-------|-----|
| (No. _____) 第 号 | | | | 工事(工事番号及び工事名) | | | | | | | |
| 工事中材料 (設備器材) | | | | | | | | | | | |
| 検 査 年月日 | 材 名 (品名) | 内 容 (規格) | 長さ | 幅 厚さ 径 | 単 位 | 設 計 数 量 | 検 査 数 量 | 検 査 員 | | 立 会 人 | 摘 要 |
| | | | | | | | | 氏 名 | 印 | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

注 1 内容(規格)欄は、適宜記入すること。
 2 幅・厚さ・径欄は、この順に 3 段に記入すること。

様式第3号(第8条、第11条、第15条、第18条関係) 工事検査復命書

| | | | | | | |
|---|-------|-------|------------------|-------|--------------|-------------|
| 工 事 検 査 復 命 書 | | | | | | |
| | | | | | | 年 月 日 |
| 宇和島市長 様 | | | | | | |
| | | | | | | 検査員 所属 氏名 ① |
| 年 月 日 次の工事の 完 成 既成部分 検査を終わりましたから、関係書類を 中 間 | | | | | | |
| 添えて復命します。 | | | | | | |
| 検 査 | 年度 | 工事番号 | 施工箇所 | 工 事 名 | 設計金額 (最終) | 請負代金額 |
| | | 第 号 | | | 円 | 円 |
| 工 事 | 着工 | 年 月 日 | 設 計 概 要 | ----- | 工 事 請 負 者 | |
| | 完成 | 年 月 日 | | ----- | 監 督 員 | |
| 指 摘 事 項 | ----- | | | | 立 会 人 | |
| | ----- | | | | | |
| 記 事 | ----- | | | | | |
| | ----- | | | | | |
| | ----- | | | | | |
| | ----- | | | | | |
| | ----- | | | | | |

- 注 1 不要な文字又は欄は、抹消すること。
 2 指摘事項欄は、朱書きすること。

様式第4号(第9条関係) 工事完成検査済証

工 事 完 成 検 査 済 証

年 月 日

工事請負者 様

宇和島市長



次の工事について、完成検査を終了し、工事の完成を確認したので、本書を交付します。

1 工事番号 第 号

2 工事名 工事

3 請負代金額 ￥ _____

様式第5号(第11条関係) 修補工事請求書

| | | |
|--|-----------------|-------|
| 修 補 工 事 請 求 書 | | |
| | | 年 月 日 |
| 工事請負者 | 様 | |
| | 検査員 所属 職 氏 名 | ㊟ |
| 次の工事について、 検査の結果、設計図書に適合しないので、下記のとおり修補工事を請求します。 | | |
| 1 工事番号 | 第 | 号 |
| 2 工 事 名 | | 工事 |
| 3 請負代金額 | ¥ | _____ |
| 記 | | |
| 1 修補事項及びその内容 | | |
| 2 修補工事完了の時期 | | |
| | 年 | 月 日 |

注 修補工事請求書は2部作成し、1部は工事の請負者に交付し、1部は工事検査復命書に添付すること。

様式第 6 号(第 12 条関係) 修補工事完了届

| | |
|---------------|-----|
| 修 補 工 事 完 了 届 | |
| 年 月 日 | |
| 様 | |
| 工事請負者 | 住 所 |
| 氏 名 | 印 |

修補請求のあった次の工事について、下記のとおり修補工事を完了しました。

| | | |
|---------|---|-------|
| 1 工事番号 | 第 | 号 |
| 2 工 事 名 | | 工事 |
| 3 請負代金額 | ¥ | _____ |

記

| | |
|--------------|-------|
| 1 修補事項及びその内容 | |
| 2 修補工事完了の時期 | 年 月 日 |

様式第7号(第18条関係) 工事材料(設備機器)検査調書

| 工事材料(設備機器)検査調書 | | | | | | |
|--|-----------|---------|-------------|---------|-----------|-----|
| 工 事 番 号 及 び 工 事 名 | 第 号 | 工 事 | 契 約 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 契 約 金 額 | 円 | | 納 入 期 限 | 年 月 日 | | |
| 立 会 者 | | | 納 入 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 納 入 代 表 者 氏 名 | | | 検 査 年 月 日 | 年 月 日 | | |
| 契 約 品 目 | 規 格 ・ 仕 様 | 契 約 数 量 | 検 査 | | | 備 考 |
| | | | 今 回 納 入 数 量 | 合 格 数 量 | 不 合 格 数 量 | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 検 査 意 見 | | | | | | |
| 上記のとおり検収しました。 年 月 日 検査員 所属 氏名 職 | | | | | | |



様式第8号(第18条関係) 業務検査調書

| 業 務 検 査 調 書 | | | | | | | |
|--|-----|-------|---------|---|---|---|------------|
| 1 業務調書 | | | | | | | |
| 業務番号 | 第 | 号 | 業務の名称 | | | | |
| 業務委託料 | | 円 | 受託代表者氏名 | | | | |
| 履行期限 | | 年 月 日 | 完成年月日 | | | | 年 月 日 |
| 2 業務検査成績 | | | | | | | |
| 成果品目録 | 規 格 | 数 量 | 成 績 | | | | 検査認定に対する意見 |
| | | | 優 | 良 | 普 | 可 | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| 上記の 業務は、 年 月 日完成検査の結果、仕様書、図面その他の指示事項に適合したものと確認します。 年 月 日 <div style="text-align: right;"> 検査員 所属 氏名 職 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 5px;"> 印 </div> | | | | | | | |

注 成績欄は、該当するものに○印を記入すること。

様式第1号（第7条、第8条、第18条関係） 工事完成（既成部分）出来形調書

様式第2号（第7条、第16条関係） 材料検査表

様式第3号（第8条、第11条、第15条、第18条関係） 工事検査復命書

様式第4号（第9条関係） 工事完成検査済証

様式第5号（第11条関係） 修補工事請求書

様式第6号（第12条関係） 修補工事完了届

様式第7号（第18条関係） 工事材料（設備機器）検査調書

様式第8号（第18条関係） 業務検査調書